

2. 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

1 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所日※2を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、「指定土日」という。）を行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

2 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

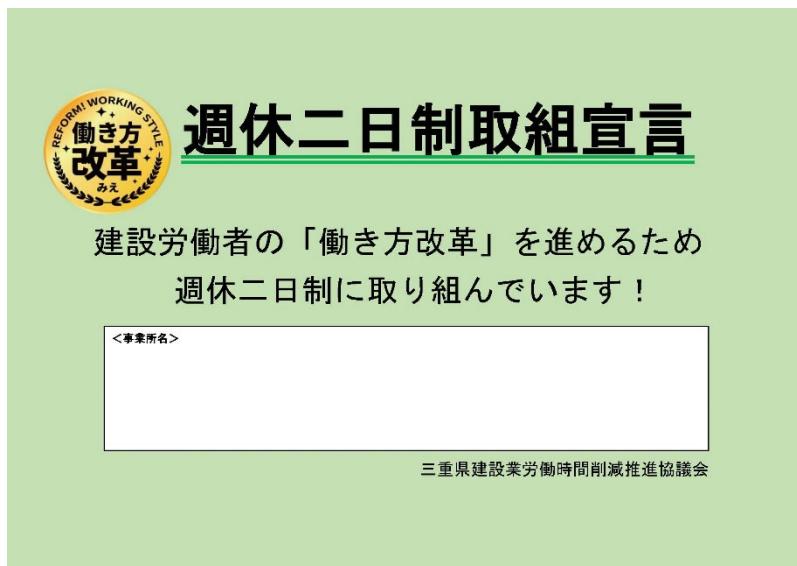
3 受注者は、契約後10日以内に土曜日を閉所する週を様式1にて監督員へ報告すること。また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

4 一つの工事現場において分離発注工事がある場合、受注者は他の受注者の週休2日の取組みに支障が生じないよう各工事間の調整を適切に行うこと。

5 受注者は、月1回、工事現場の閉所状況を監督員に報告すること。

- 6 当初積算における週休2日に関する経費は、通期の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（三重県が定める月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領に規定する補正係数をいう。）を計上するものとする。
- 7 工事の精算にあたり、通期の週休2日を達成できなかつたものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 8 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」^{※3}が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】 A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mieroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡 (059-226-2106)

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

様式 1

月 2 回土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）

月 2 回土日完全週休 2 日の指定について

- 「第 1、 3 週」
月 2 回、 土曜日に現場閉所する週を □ 「第 2、 4 週」 とします。
□ 「第____、 ____週」
※いずれかに✓をする。

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

※指定土日を現場閉所し、かつ、通期の週休 2 日の現場閉所が達成出来ない場合は工事成績点の加点無し。

※通期の週休 2 日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。